

かみなりくん(児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)の

たいせつ せつめい 大切な説明

◇ 目 次 ◇

1. 「かみなりくん」の概要^{がいよう} P1
2. 職員体制^{しやくいんたいせい} P2
3. 利用対象児^{りようたいしょうじ} P2
4. 利用定員^{りようていいん} P2
5. 営業日および営業時間^{えいぎょうび えいぎょうじかん} P2
6. 通常の事業実施地域^{つうじょう じぎょうじっしちいき} P3
7. 提供する通所支援内容と利用料金^{ていきょう つうじょしえんないよう りようりょうきん} P3
8. ご利用にあたって気をつけていただきたいこと^{りよう き} P6
9. 緊急時の対応^{きんきゅうじ たいおう} P7
10. 虐待防止^{ぎゃくたいぼうし} P7
11. 損害賠償^{そんがいばいしょう} P8
12. 苦情の受け付け^{くじょう う っ} P8

1. 「かみなりくん」の概要

<p>じぎょう しゅるい 事業の種類</p>	<p>たきのうがたしょうがいじつうしよしえんじぎょう 多機能型障害児通所支援事業 じどうはつたつしえんじぎょう ほうかごとうでいさーびすじぎょう (児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業) へいせい ねん がつ にちしてい ぎふけん とう 平成28年1月1日指定 岐阜県2150400105号</p>		
<p>もくてき 目的</p>	<p>しきゆうけつてい う じどう しんしん すこやか ほつたつ にちじょうせいかつ きほん 支給決定を受けた児童の心身の健全な発達と日常生活における基本 どうさ しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう しえん じどう 動作の習得および集団生活に適應できるよう支援し、さらに児童の ほごしゃ かぞく たい しえん おこな もくてき 保護者や家族に対する支援を行うことを目的とします。</p>		
<p>めいしょう 名称</p>	<p>かみなりくん</p>		
<p>しよざいち 所在地</p>	<p>ぎふけん はしましまさきちやうさかまる にちやうめ ばんち むらきたかん 岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目63番地 かみなり村北館</p>		
<p>でんわばんごう 電話番号</p>	<p>058 - 372 - 3438</p>	<p>ふあつくす ファックス</p>	<p>058 - 392 - 7380</p>
<p>かんりしゃしめい 管理者氏名</p>	<p>やまぐち みちよ 山口 美千代</p>		
<p>うんえいほうしん 運営方針</p>	<p>ちいきせいかつりよく こうじやう い ちから ① 地域生活力の向上・生きる力をつける かつどうおよ しえん めに ゆー じ こせんたく じ こけつてい そんちやう きらく りやう ・活動及び支援メニューの自己選択・自己決定を尊重し、気楽に利用で きるような体制を整備します。 じどう のうりよく こせい りかいそんちやう ちいきしゃかい なか かぞく とも しゃたいてき ・児童の能力・個性を理解尊重し、地域社会の中で家族と共に主体的 な生活を送ることができるよう、療育玩具を利用した療育支援およ び家族支援を行います。 じどう けんり まも ・児童の権利を守ります。 うるお ② 潤いとゆとり つね わら た かんきやう つと ・常に笑いの絶えないやすらぎ環境づくりに努めます。 おだ こころ しんしん ほつたつ しえん ・穏やかな心で心身の発達ができるように支援します。 じどう こせい み の しえん ・児童の個性を見だし、それを伸ばすための支援をします。 じやうほうはつしん ③ 情報発信 ちいき せいかつ ふくしじやうほう ていきやう ・地域の生活・福祉情報を提供します。 ふくしきき おく ふくしやうぐ ふくしじやうかんきやう じやうほうていきやう ・福祉機器・福祉用具・福祉住環境などの情報提供します。 ちいきり はびりてーしよんきのう じやうじつ ④ 地域リハビリテーション機能の充実 ぼらんてい あかつどう こーでいねーときのう じやうじつ はか ・ボランティア活動とコーディネート機能の充実を図ります。 ちいきじやうみん こうりゆう すいしん ・地域住民との交流を推進します。 せんもんきかん れんけい はか ・専門機関との連携を図ります。</p>		
<p>かいせつねんがっぴ 開設年月日</p>	<p>へいせい ねん がつ にち 平成28年1月1日</p>		
<p>だいさんしゃひやうかじつし 第三者評価実施 じやうきやう 状況</p>	<p>ぼらんてい あ だいさんしゃひやうかいいんかい せつち しよくいん じ こひやうか ボランティアによる第三者評価委員会を設置。職員の自己評価と だいさんしゃひやうか おこな 第三者評価を行っています。</p>		
<p>しよくいんけんしゅうじやうきやう 職員研修状況</p>	<p>せんもんぶんや しゃかいふくしぜんぱん わた けんしゅう さんか 専門分野と社会福祉全般に渡る研修に参加しています。</p>		

6. 通常の事業実施地域について

かみないくんのサービスを提供できる地域は、次のとおりです。

羽島市、笠松町、岐南町

※通常の事業実施地域を越える地域は相談に応じます。

7. 提供する支援内容と利用料金

◇「通所支援計画」

(1) 利用児童の特性や能力、環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用児童が望

む生活や課題等（以下「アセスメント」という。）を理解し、利用児童が家族と共に主体的な

生活が送れるように支援する内容を検討します。

(2) アセスメント及び支援内容に基づき、学校・医療・他の福祉サービス・関係機関等との

連携も含めて、総合的な支援の方法、支援の目標やその具体的な活動内容、達成時期、留意

事項等を把握し、計画案を作成します。

(3) 計画案の内容を利用児童・保護者に説明を行い、両者の同意を得た上で、作成した通

所支援計画を交付します。

(4) 通所支援計画作成後、計画の実施状況の把握や継続的なアセスメント（以下「モニタ

リング」という。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直しを行い、

必要に応じて計画を変更します。

◇「支援内容及び活動内容」

(1) 通所支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

にちじょうせいいかつくんれん

にちじょうせいいかつどうさこうほこう けいすぽーつ おんがくかつどうなど
日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

(イ) 集団生活適応訓練

しゅうだんせいいかつてきおうくんれん

かいわ ばそこん そうさ れくれーしょんなど
会話、パソコン操作、レクレーション等

(ウ) 創作的活動

そうさくてきかつどう

かいが こうさく もうひつ とうげいなど
絵画、工作、毛筆、陶芸等

(エ) 更生相談

こうせいそうだん

いりょう ふくし せいいかつ そうだんなど
医療、福祉、生活の相談等

(オ) 健康相談

けんこうそうだん

けんこうちえっく けんこうそうだん
健康チェック、健康相談

(3) 送迎サービス

そうげいさーびす

りょうけいかくさくせいじ そうだん おう
ご利用計画作成時に、ご相談に応じます。

◇かみなりくんの利用料金

りょう りょうきん

(1) ご利用者負担金

りょうしゃふたんきん

つうしよしえん ていきょう さい こうせいろどうだいじん さだ きんがく わり しょうがいじつうしよきゅうふひ
通所支援を提供した際は、厚生労働大臣の定める金額のうち、9割が障害児通所給付費の

たいしやう じぎやうしよ きゅうふひ しちやうそん ちやくせつう と だいらじゅり ばあい りやうしや
対象となります。事業所が給付費を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者

ふたんぶん りやうりやうきん わり がく しはら りやうしやふたながく
負担分として、利用料金の1割の額をお支払いいただきます（利用者負担額）。

<利用者負担額の上限等について>

りょうしゃふたながく じやうげんなど

つうしよしえん りやうふたながく しちやうそん じやうげん さだ どうじぎやうしよ だいらじゅりやう おこな
☆通所支援の利用負担額は、市町村が上限を定めています。当事業所が代理受領を行った

きゅうふひがく りやうしや つうち
給付費額は、利用者へ通知します。

(2) ご利用にかかる実費負担額

① 食材費

- ・ 昼食と飲み物、おやつは、原則各自持参してください。

② 送迎にかかる費用

- ・ 送迎加算額の1割負担分をいただきます。(1回 54円)

- ・ 事業実施地域以外にお住まいの場合は、加算1割負担額と併せて別途実費にて移動にかかる費用をいただきます。通常の事業の実施区域を越えた場合は、事業所を起点に片道10kmを越えた走行距離数に30円を乗じた金額をいただきます。

③ その他の必要な費用

- ・ 利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる実費費用

(3) 利用料金の支払方法

利用料金のお支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降に請求書をお渡します。その後、28日に銀行口座振替にてお支払い頂きます。(ただし、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります)

銀行振り込みも可能ですが、手数料は利用者のご負担となります。また、銀行などとの手続きは、利用者または代理人が行ってください。

(4) 利用の中止、変更、追加

(ア) 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所支援計画で定めた支援のご利用を中止または変更することができます。

(イ) ご利用予定日の前日及び当日の取り消しにつきましては、ご利用の相談・調整を行うことにより、欠席加算(94円)をいただきます。

ただし、営業時間外の電話、FAX等による連絡につきましては、翌日扱いとなります。

なお、ご利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をされた場合、取り消し料として実費相当額をお支払いいただくことがあります。

(ウ) ご利用の変更・追加は、ご利用全体の状況により利用者が希望する日時に通所支援の提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能な日時を利用者に提示するほか、他の事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(5) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までにご説明します。

8. ご利用にあたって気をつけていただきたいこと

(1) ご利用内容の変更

ご利用日当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、本人または家族の同意を得てサービス内容の変更を行いません。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」および「利用者負担額」「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。

また、当事業所より「受給者証」の確認をさせて頂く場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) お願いしたいこと

① ほかの利用児童とその家族、ボランティア、職員のプライバシーを守りましょう。

- ② きめられた時間じかんを守まもってください。
- ③ 利用児童りようじどうやその家族かぞくでできることはしまししょう。
- ④ 利用する施設りようや遊具しせつ等ゆうぐなどは大切たいせつにしてください。

9. 緊急時の対応きんきゅうじ たいおうについて

- (1) 利用児童りようじどうの事故じこや体調たいちようなど等きゆうへんが急変ばあいした場合、家族かぞく、かかりつけ医いや協力医療機関きょうりよくいりようきかん
(岩佐医院いわさいいん)に連絡れんらくするとともに、救急病院きゅうきゅうびょういんへ搬送はんそうするなど必要な措置ひつようをします。
- (2) 地震じしん、火災かさい等災害時とうさいがいじは、総合防災計画そうごうぼうさいけいかくやマニュアルまにゅあるに従したがって対応たいおうします。
- (3) そのほか重大事故じゅうだいじこや緊急事態きんきゅうじたいが発生はっせいしたときは、管理者かんりしゃ、事務局長じむきょくちょう、理事長りじちように
その対応たいおうについて、その都度指示つどしじを受うけます。

10. 虐待防止ぎゃくたいぼうしについて

事業所じぎょうしょは、虐待ぎゃくたいを防止ぼうしするために、以下の対策いか たいさく こうを講じます。

- (1) 虐待防止責任者ぎゃくたいぼうしせきにんしゃを選任せんにんしています。
- 虐待防止責任者ぎゃくたいぼうしせきにんしゃ 職しょく：管理者かんりしゃ 氏名しめい：山口美千代やまぐち みちよ
- (2) 研修等けんしゅうとうを通じて、職員しょくいんの虐待防止ぎゃくたいぼうしへの理解りかいを深め、知識ちしき・技術ぎじゆつの向上こうじようを図ります。
- (3) 職員しょくいんまたは保護者ほごしゃ（家族かぞく・同居人等どうきょにんとう）による虐待ぎゃくたいを受うけたと思われる利用児童りようじどうを
発見はっけんした場合は、速やかばあいにこれを市町村すみに通告しちようそん つうこくいたします。
- (4) 利用家族りようかぞく、職員しょくいん、ボランティア協会関係者ぼらんてい いあきょうかいかんけいしゃは虐待防止ぎゃくたい ぼうしするため、下記事項かきじこうの
共通理解きょうつうりかいと実践じっせんに努めつとめます。

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳 → 「子どもの立場で判断」
- ③ ひとりで抱え込まない → 「あなたにできることから即実行」
- ④ 親の立場より子どもの立場 → 「子どもの命が最優先」
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる → 「特別なことではない」

11. 損害賠償について

当事業所は、次の損害賠償保険に加入しています。

◇ 施設の業務中事故賠償補償 施設内業務全般（サービス）

● 補償対象となる事故

- ・ 施設（法人）が事故により法律上の賠償責任を負った場合
- ・ 管理責任のある施設の内・外の事故補償
- ・ 「受託・管理財物事故補償」「人格権侵害補償」「非所有自動車の賠償補償」

◇ 通所型施設利用者の傷害事故補償

● 補償対象となる事故

- ・ 利用者が施設利用のため自宅を出発し、施設内でご利用をされ、自宅へ帰宅するまで
- ・ 施設職員を伴って外出した場合

12. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付およびご利用等のご相談

ご利用に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど利用に関するご相談、利用者

きろくなど じょうほうかいじ せいきゆう せいかつぜんばん そうだん つぎ まどぐち う つ
 記録等の情報開示のご請求、生活全般のご相談など次の窓口で受け付けます。

しめい 氏名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号	ふあつくすばんごう ファックス番号
うえだゆうし 上田祐之	いちのみやし 一宮市	058 - 393 - 0751 でんわばんごう ぼらきょう ※電話番号はボラ協 じむきょく ばんごう 事務局の番号です。	058 - 393 - 1218 ふあつくすばんごう ぼらきょう ※ファックス番号はボラ協 じむきょく ばんごう 事務局の番号です。
ののむらちえこ 野々村千恵子	はしまし 羽島市		
みやたとしこ 宮田敏子	はしまし 羽島市		

- くじょううけつけまどぐち りようしゃそうだんがかり
苦情受付窓口（利用者相談係）・・・「かみなりくん」管理者 かんりしゃ やまぐちみちよ 山口美千代
- くじょうかいけつせきにんしゃ
苦情解決責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ じむきょくちょう かわいそうじ 事務局 長 川合宗次
- うけつけじかん
受付時間・・・・・・・・・・・・・・・・ まいしゅうげつようび どのうび ごぜん 午後5:00
毎週月曜日～土曜日 午前10:00～午後5:00

(2) だいさんしゃひょうかいいん 第三者評価委員

とうじぎょうしょ しょうがいしゃせいかつしえんせんたー こうせつ じぎょううんえい かか ぼらんていあ
 当事業所では障害者生活支援センターきつねあな（公設）の事業運営に係わるボランティア

かた だいさんしゃひょうかいいん せんになん ちいきじゅうみん たちば とうじぎょうしょ つうしよしえんないようなど たい
 の方を第三者評価委員に選任し、地域住民の立場から当事業所の通所支援内容等に対するご

いけん とうじぎょうしょ じぎょううんえい かん だいさんしゃひょうか おこ りようしゃ とうじぎょうしょ くじょう
 意見、当事業所の事業運営に関する第三者評価を行なっています。利用者は、当事業所への苦情

やご意見は「第三者評価委員」にも相談できます。

(3) ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん くじょううけつけ 行政機関その他苦情受付機関の苦情受付

きかんめい 機関名	れんらくさき 連絡先など
はしましけんこうふくしぶふくしか 羽島市健幸福祉部福祉課	はしましたけはなちよう ばんち うけつけ 羽島市竹鼻町55番地 （受付9:00～17:00） でんわ 058 - 392 - 1111 （内線 2513） ふあつくす 058 - 394 - 1240 ファックス
ぎふけんうんえいかてきせいはいんかい 岐阜県運営化適正化委員会 (岐阜県社会福祉協議会)	ぎふししもなら うけつけ 岐阜市下奈良2-2-1 （受付9:00～16:00） でんわ 058 - 278 - 5136 ふあつくす 058 - 278 - 5137 ファックス